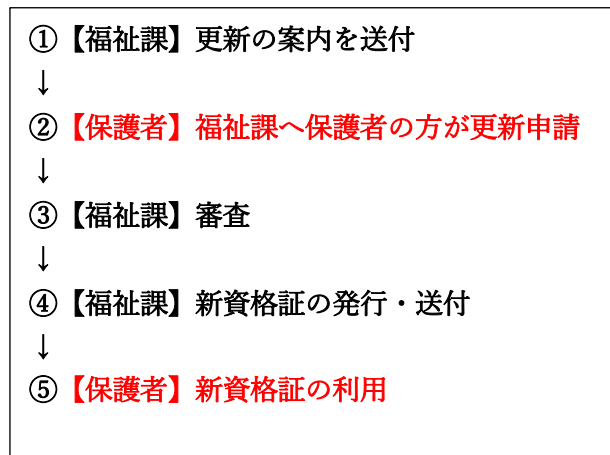
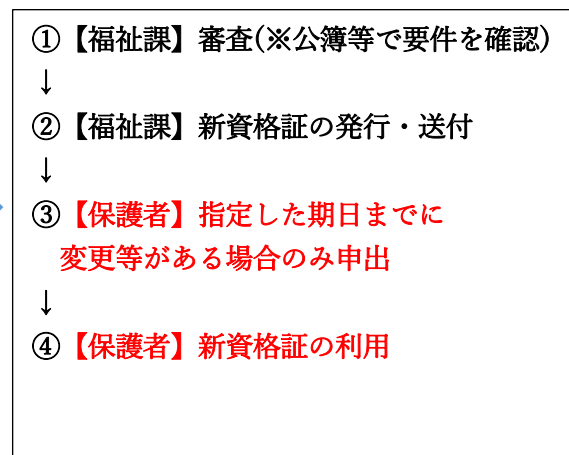


令和6年4月1日から、 乳幼児・小学生・中学生・高校生医療費受給資 格証の更新手続きが便利になります！

従来



令和6年4月1日～



上記のように毎年お子さんの誕生日付近に保護者の方からの都度の更新申請を必要と
していましたが、令和6年4月1日から、変更の申し出がないことをもって自動更新で
きるようになりました。

よって、引き続き受給要件に該当している方には、有効期限までに更新後の資格証を
申請不要で送付します。(※送付された資格証に変更等がある方のみ、福祉課にその旨申
し出て下さい。)

※乳幼児→小学生、小学生→中学生、中学生→高校生と要件区分が変更となる場合は、それぞ
れ別の事業のため、最初の申請は必要です。